

創業70年余の印刷会社、農業に参入する

～「サクセスハルカ」ブランドでオーガニックのシイタケを生産～



株式会社 太洋社

代表取締役社長

大道 成則氏

- 住 所：本巣郡北方町北方 148-1
- T E L：058-324-2111 (代)
- F A X：058-324-2119
- U R L：https://www.p-taiyosha.co.jp/
- 事業内容：出版印刷（教育書、参考書、社史、辞書など）、プログラミング教室、アグリ事業
- 従業員数：200人

■ アパレルから印刷へ、 そして新しい事業の柱を開拓

聞き手：まず御社の歴史を教えてください。

大道社長：設立は昭和18年（1943年）ですが、もともとはアパレル関係の仕事だったと聞いています。その後印刷業となり、昭和42年にはオフセット輪転機を導入しました。当時は中小企業では珍しく、大英断だと言われたようです。これが会社の成長にもつながっていると思います。チラシなどの商業印刷物はもともと扱っておらず、一時は中部地区の電話帳の印刷・製本を請負っていました。1枚もののチラシに比べて、書籍は印刷の量が圧倒的に多くなります。そこでページもの、書籍の印刷に特化してきました。

今も、文字の組版を行うプリプレス、印刷工程のウェブオフ、そして製本のバインダーと3つの事業部の連携で生産しています。大学受験の際に使われる「赤本」などの学参ものが中心で、得意先は東京や大阪、京都などの出版社が多いですね。

聞き手：今回伺う前にホームページも拝見していましたが、様々な製品・サービスの紹介があり、「攻めていっしょな」という印象を持ちました。

大道社長：社長に就任して3月20日で丸5年となりました。先代はやはり印刷にこだわりがあり、どちらかというと「守りの経営」でしたが、これから何もしなければパイはどんどん小さくなっていく、というのが私の持論です。先代の近いところで総務として会社を見てきて、「このままでいいのかな」という思いがありました。

就任後、社内の人間だけで今後を考えると甘えが出るといけないと考え、外部の経営コンサルタントにも入ってもらいました。一方で、社内からは45歳くらいの営業を4人選出し、印刷業の延長線上で2つ、全然関係のないところで2つ、新しい事業を考え始めました。

そして出てきたのが、印刷に関連した「周年事業サポート」、Japan e-booksに加盟して「岐阜e-books」のサービスを運営すること。そして、関係ない分野が小学生向けの「プログラミング教室」、「農業への参入」です。

■ 紙媒体の需要減を見据えて 生き残るために何をすべきか

聞き手：新しい取り組みについて、それぞれ詳しくお聞かせください。

大道社長：周年事業サポートは、それまでも企業などの記念誌を制作させていただくことはありました。それだけでなく、イベントのコーディネートやグッズ類の制作、寄付の集金や返礼品の手配などまで含めてサポートしようというものです。その中で自社ではできないことがあれば、他社とコラボしていけば良いと思っています。

「岐阜e-books」は、web上で各市の広報誌などを掲載していただけるサービスで、官公庁などに付加価値としてアピールしていこうとしています。

「プログラミング教室」はスタッフが頑張ってくれて、初年度から小学生20数名にご参加いただきました。これから生まれてくる子どもたちの中には、もしかすると紙の本を読まずに大きくなる子もいるかもしれない。少子化もありますし、そんな中でも生き残っていくためには…ということを考え



【写真左】 印刷の前工程として、文字の組版を行うプリプレス事業部。ここで大きな印刷面に各ページが割り付けられる。その後印刷、折りたたんだ数ページ分ずつをまとめて製本し、一冊の書籍ができあがる。

【写真右】 郡上市和良に立ち上げたアグリ事業部のハウス。シイタケを主として、夏にはキクラゲを栽培予定。大道社長からは、「菌床栽培に興味のある方はぜひご連絡ください」とのこと。
問い合わせ先TEL:058-324-2111
大道

ています。

聞き手:ではなぜ農業というお話になったのでしょうか。

大道社長:選んだ社員4人のうち、1人が自分の家で農業をしており、イチゴを育てていました。県の農政課などでも話を聞いて、キノコはどうだろうかということになり、気になる品種等が見つかると広島や愛知、滋賀、三重…と足を運んで調べてくれました。ただ、採算性など難しい部分も多く、暗礁に乗り上げかけていました。

そんな時、私が十六銀行の担当者さんと話していて、キノコの話をしたのです。そうしたら「郡上市の和良にオーガニックで栽培している企業があるから紹介しましょう」ということになりました。それで早速社員を派遣したのが、(株)ハルカインターナショナルです。

視察に行った2人の話を聞くうちに、私も興味が湧き、早速足を運びました。既に販路が開拓されているというのも大きかったですね。井上 九州男会長の話を聞いて、本社近辺で土地を探すことにしました。大事なのはきれいな水が潤沢に使えることです。結局、井上会長から「うちの隣地ではどうか」と言っていたが、そうすることになりました。

聞き手:ですが、この北方町からは結構な距離ですね。

大道社長:社員を異動させようにも、通える距離ではありません。そうしたら、農業の視察に行ってくれていた2人の社員、そして製本部門の社員が手を挙げてくれ、まずは3人で6月にスタートしました。最初はハルカさんでの実務研修、12月にはハルカさんを通じて中国の技能実習生を6名受け入れ、やっと栽培が始まりました。菌床もハルカさんから買い入れて、と井上会長には本当に感謝しています。

働きかけ方が変わると社員も変わる

聞き手:ご就任前は総務職でいらっしゃったとのことですが、人材育成についてはいかがでしょうか。

大道社長:誰かの物真似でなく、自分の頭で考えて意見が言え、さらに行動できる人が理想ですね。行動までできな

くても、せめて上司に思いを伝えてほしい。実は以前は大人しくて真面目な社員が多いと言われていました。でも、それだけではいけません。下からどんどん意見が上がってくるような会社にしていきたいです。外部コンサルタントとともに、原価意識を伝えるなどの工夫をしてきたからか、最近、外部の方からは社員が生き生きとして明るくなったと言われます。現在は、人事考課制度なども少しずつ変えていこうとしています。

聞き手:コロナ禍で業務への影響などはありましたか。

大道社長:得意先からの要望もあり、社内では一番人口密度の高いフロアであるプリプレス事業部では、一部の社員を在宅勤務にしたり別フロアに移動させるなどして、もし感染者が出た場合でもカバーができるよう、リスク分散を図っています。

聞き手:最後に、ご自身の趣味や日課とされていることなどもお聞かせください。

大道社長:映画を見るのが好きですね。年間30本、いやそれ以上見ているかもしれません。日によってはハシゴすることもありますし、映画館に行かない週末はDVDを借りてきたり。それから、本を扱っていることもあり、本も読むようになっています。特にジャンルは問わず、昼休みの30分程度ですが毎日読んでいますね。本も映画もドラマも、人が登場して「こういう場面ではこうする」といった情景が自分の中に蓄積されます。管理者になった時に、人の気持ちが分からないと管理なんてできません。社員にも本をたくさん読んでほしいと思っています。

それから、宗教というほどでもないですが、自宅の神棚、仏壇、御大師様の掛け軸には毎日手を合わせています。やはり、先祖あつての自分だと感じています。

聞き手:今日は貴重なお話をありがとうございました。

聞き手 (一社)岐阜県経営者協会 広報部会委員
天龍ホールディングス(株)

人事総務部長 **轟 緑**

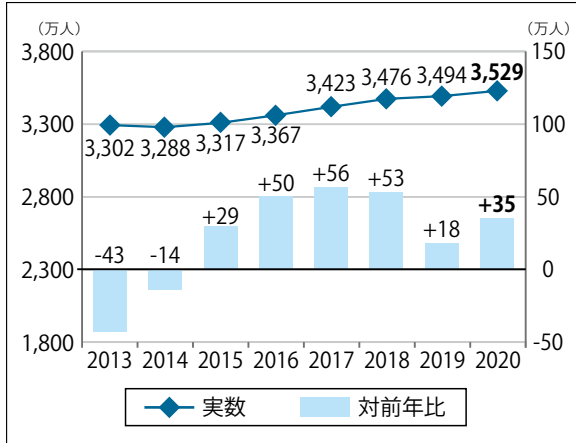
【2020年(令和2年)の労働力の状況】

総務省は、就業・不就業の状況を把握するため労働力調査を実施している。
2020年における調査結果については下記の通り。

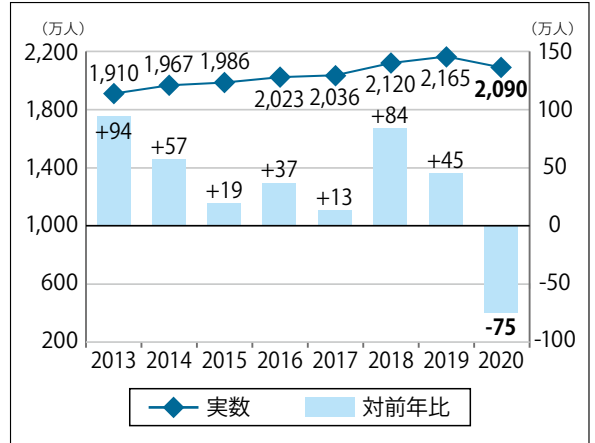
正規の職員・従業員

役員を除く雇用者は5,620万人(前年比40万人減)。このうち、正規の職員・従業員は3,529万人(同35万人増)、非正規の職員・従業員は2,090万人(同75万人減)となった。

■ 正規の職員・従業員の推移(男女計)



■ 非正規の職員・従業員の推移(男女計)



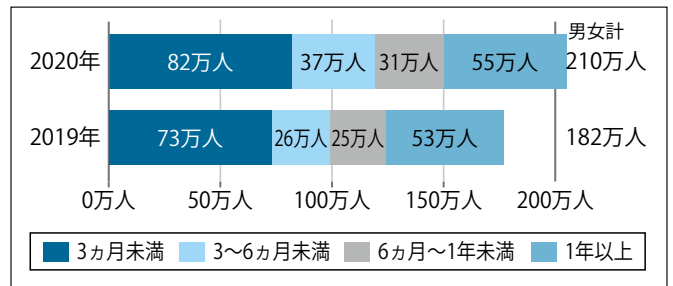
失業者と就業・就労希望者数

失業者数は210万人(前年比28万人増)。失業期間別の人数は右の通り。

一方、「就業者」でも「失業者」でもない「非労働力人口」は、4,181万人(同8万人増)。このうち、就業希望者(就業を希望しているが、求職活動をしていない者)数は286万人(同44万人減)となった。

また就業者数(6,667万人)のうち、追加就労希望就業者(就業時間が週35時間未満で、就業時間の追加を希望しており、追加できる者)数は228万人(同46万人増)となっている。

■ 失業期間別 失業者数(実数)



転職者比率の状況

転職者比率(就業者に占める転職者の割合)は、2020年平均で4.8%(前年比0.4ポイント低下)となった。男女、年齢階層別にみると男女ともに15~24歳が最も高く、男性は10.0%、女性は11.6%となった。なお、45~54歳以下の年齢階級では女性が男性よりも高く、55~64歳及び65歳以上は男性が女性よりも高くなった。

■ 年齢階級別転職者比率の推移(2020年)

(単位:%)

	転職者比率													
	男性							女性						
	全体	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上	全体	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上
2020年	4.0	10.0	5.7	3.3	2.2	4.1	2.4	5.8	11.6	7.9	5.9	5.6	3.9	1.9
2019年	4.4	11.1	6.8	3.7	2.4	4.3	2.6	6.2	13.6	9.0	6.0	5.0	4.3	1.9
2018年	4.1	10.4	6.0	3.2	2.3	4.3	2.3	6.0	12.2	8.2	6.0	5.2	4.3	2.3
2017年	4.0	10.0	6.1	3.5	2.3	3.8	2.1	5.7	12.2	8.4	6.0	4.6	3.5	1.5
2016年	4.0	10.0	6.0	2.7	2.3	4.0	2.6	5.8	13.0	7.9	5.9	5.0	3.6	1.3

資料出所:総務省「労働力調査(詳細集計)2020年(令和2年)平均結果」

【県内の労働組合数は6年連続減少 労働組合員数は6年連続の増加】

岐阜県の発表によると、令和2年(6月30日現在)における県内の労働組合数は589組合(前年比10組合減)、労働組合員数は12万8,941人(同189人増)、推定組織率(推定雇用者数に占める労働組合員数の割合)は15.3%(同増減なし)だった。

■ 労働組合数と組合員数の推移

		令和2年	令和元年	対前年比
労働組合数	岐阜	589組合	599組合	-10組合
	全国	23,761組合	24,057組合	-296組合
労働組合員数	岐阜	12万8,941人	12万8,752人	+189人
	全国	1,011万5千人	1,008万8千人	+2万8千人
推定組織率	岐阜	15.3%	15.3%	±0ポイント
	全国	17.1%	16.7%	+0.4ポイント

産業別・規模別

岐阜県内における産業別の組合員数を見ると、製造業が4万84人で最多、卸売業・小売業が2万2,394人、運輸業・郵便業1万5,037人などとなっている。

企業規模別では、1,000人以上の民間企業が153組合6万9,355人で最多、次いで100~299人が109組合1万702人となっている。

女性の状況

全国における女性の組合員数は343万5千人(前年比5万人1.5%増)。推定組織率は12.8%(同0.4ポイント上昇)。

パートタイム労働者の状況

全国におけるパートタイム労働者の組合員数は137万5千人(前年比4万2千人/3.1%増)。全労働組合員数に占める割合は13.7%(同0.4ポイント増)、推定組織率は8.7%(0.6ポイント上昇)で、いずれも過去最高だった。

■ パートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率

		令和2年	令和元年	対前年比
労働組合員数	岐阜	1万7,283人	1万7,950人	-667人
	全国	137万5千人	1,33万3千人	+4万2千人
全労働組合員数に占める割合	岐阜	13.4%	13.9%	-0.5ポイント
	全国	13.7%	13.3%	-0.4ポイント

資料出所:岐阜県「令和2年労働組合基礎調査結果」、厚生労働省「令和2年労働組合基礎調査の概況」

労働行政リーダー ヘッドライン

今春卒業の県内大学生 1月末の就職内定率は82.6%

令和3年3月卒の大学生について、1月末現在の就職内定状況は、就職希望者3,141人(前年同期比2.1%増)に対し、就職内定者数は2,593人(同3.1%減)となり、就職内定率は82.6%、前年同時期と比べて4.4ポイント減少した。

短大の就職内定率は85.8%で、こちらも前年同時期と比べ1.1ポイント減少した。

資料出所:岐阜労働局「大学就職内定状況の推移(各年度1月末現在)」

今春卒業の県内高校生 1月末の就職内定率は96.3%

令和3年3月卒の高校生について、1月末現在の就職内定状況は、求職者3,856人(前年同期比6.1%減)に対し、就職内定者数は3,714人(同7.0%減)となり、就職内定率は96.3%で0.9ポイント減となった。なお求人倍率は2.30倍。前年同期比で0.44ポイント減少したものの、平成29年度と同水準となっている。

資料出所:岐阜労働局「新規高卒者 職業紹介状況の推移(各年度1月末現在)」

<令和4年3月新規高等学校卒業者の 就職に関する申し合わせ>

厚生労働省の発表によると、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省及び厚生労働省において開催された高等学校就職問題検討会議では、令和4年3月に高校を卒業する生徒等の採用選考期日等について、下記の通り取りまとめられた。

ハローワークにおける 求人申込書の受付開始	令和3年6月1日～
(安定所が確認した求人票の返戻) 学校における求人申込 及び学校訪問開始	同 7月1日～
学校から企業への 生徒応募書類提出開始	同 9月5日～
企業による選考開始 及び採用内定開始	同 9月16日～

なお、新規高等学校卒業者の求人申込を行おうとする事業所は、管轄の公共職業安定所に求人申込書を提出し、選考期日や求人内容等について適正であることの確認を受けた後で、高等学校へ申込を行う必要があります。

※詳細は岐阜労働局のホームページ内「新規学校卒業者の雇用のために」ページで閲覧できます。

70歳までの就業確保措置について

(一社)岐阜県経営者協会 労務相談担当者 社会保険労務士 吉村 庸輔氏



本年4月から施行された改正高齢者雇用安定法では、働く意欲がある誰もが、年齢に関わりなくその能力を発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図るため、就業確保措置として以下の5つの措置を努力義務としました。

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度導入
- ④ 70歳まで継続して業務委託契約とする制度
- ⑤ 70歳まで継続して事業主が関与する社会貢献事業等に従事できる制度

※①～③は雇用措置④、⑤は創業支援等措置

これらの措置はあくまで努力義務ですから、施行日以降、すぐに対応義務が生ずるわけではありませんが、放置することはできず、将来の人材活用を想定して出来ることから着実に準備していくことが必要です。以下で概要をご説明します。

雇用措置について

- ①の選択肢: 65歳に定年を引き上げても、70歳までの就業確保措置(継続雇用等)を合わせて講ずる必要があることに注意が必要です。
- ②の選択肢: 定年廃止とする場合、退職金や賃金等処遇面の見直しによる課題を洗い出して事前に解決しておかなければなりません。
- ③の選択肢: 70歳まで希望者全員を継続雇用できることが望ましいと思いますが、65歳以降は一定の要件に該当するものを継続雇用することも認められます。また、自社ではなく、子会社、関連会社等の特殊関係事業主に加えて、「他の事業主」によるものを含むとされています。

対象者の選定について

対象者を限定することは可能だが、この場合は、過半数労働組合などの同意を得ることが望ましいとされています。これは現在65歳までの雇用確保措置の特例として認められる基準と同様の考え方です。一方、65歳以降の高齢社員に期待される働き方を規則等で示すこと自体は、対象者を限定する趣旨とは異なると考えます。

特殊関係事業主について

子会社だけでなく他の会社でも良いとされ、この場合、自社と特殊関係事業主等との間で、特殊関係事業主等が高齢者を継続して雇用することを約する書面を締結することが望ましいとされています。もちろん、他社で継続雇用する場を確保した場合でも、可能な限り個々の高齢者のニーズや知識、経験、能力等に応じた業務内容及び労働条件とすることが望ましいとされ、他社に高齢者の活かせる業務があるか十分協議した上で、契約を締結することが望ましいとされています。

なお、他の会社を含む特殊関係事業主において継続雇用する場合は、「出向」又は「転籍」によると思われますので、個別に対象者に説明し、合意しておくことが必要になります。

また、高齢社員が有期契約者の場合、無期転換ルールの特例は、特殊関係事業主以外の他社で雇用されると対象外になります。留意して下さい。

創業支援等措置について

④、⑤の措置を実施するためには、この措置を採用する理由、高齢者が従事する業務内容、高齢者に支払う金銭、契約締結頻度、契約に係る納品等に関する事項を定めた計画を作成し、過半数労働組合等の同意を得て、労働者に周知しなければなりません。

その上で、業務委託の場合は、個別に業務委託契約書を作成し、団体での社会貢献活動に従事する場合は、団体との契約締結も求められています。

④の選択肢について

業務委託契約となることから、対象となる高齢者には、書面で契約書を作成し、上記計画の内容と労基法等の労働関係法令の適用対象から外れることを十分説明し、理解を求めておく必要があります。なお、同種の業務に従事する労働者との関係を考慮し安全確保のための配慮が求められており、また契約に基づく業務に関する相談に応ずること、また労働者性が認められるような働き方にならないよう注意が必要です。

⑤の選択肢について

・事業主が自ら実施する社会貢献事業について

不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業で、事業の性質や内容を勘案して判断されますが、該当しないものとして特定の宗教の教義を広め、信者を教化育成することを目的とする事業や、特定の公職の候補者や公職にある者、政党を推進、反対等することを目的とする事業が示されています。

・事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業について

自社以外の団体が実施する社会貢献事業に対して、事業の運営に対する出資(寄付を含む)や事務スペースの提供など社会貢献活動の実施に必要な援助を行っている必要があり、その団体は、公益社団法人に限られず、任意団体でも構わないとされています。

企業としてまず行うべきことは、自社の社員の年齢構成と、今後の採用状況を踏まえた高齢社員の活用方針の検討を始めることです。

詳細は厚労省パンフレット等をご確認下さい。